

小平市議会定例会 一般質問通告書（一問一答方式）

質問件名 雨水利用推進法と水循環基本法に基づく積極的な施策を

質問要旨 （質問する趣旨・内容を具体的に、1問1ページに納めて記入してください）

今年3月の国会で、「水循環基本法」と「雨水の利用の推進に関する法律」が成立し5月から施行されました。水循環基本法では、水を「国民的共有の貴重な財産」と位置づけ、これまで国土交通相や厚生労働省など7つの省庁にまたがって縦割りだった組織を統合し、一元的に管理・保全が行われる体制に変わったことは画期的なことです。また雨水の利用の推進に関する法律については、近年の気候の変動などにより水資源の循環の適正化が課題となっていることから雨水の利用を促進するものです。

生活者ネットワークでは、これまでも水循環の視点から、また近年のゲリラ豪雨などによる都市型水害への対応や震災時の備えという視点からも、水道水源としての地下水の保全と活用、雨水の浸透による地下水の涵養や雨水を貯留して使うことなど議会質問等でとりあげてきました。今回水資源の有効活用を促す2つの法律の施行を機に、地下水の保全、雨水の活用による健全な水循環を維持・回復するための積極的な施策の展開を期待し以下質問します。

- 1 小平市の水源井戸からの揚水量の推移について過去10年間の数字をお示しください。
- 2 雨水浸透ますの設置状況についてどのように認識されていますか。
- 3 雨水利用の環境効果と経済性についての見解を伺います。
- 4 公共施設での雨水利用の状況についてお示しください。
- 5 雨水タンクなど一般家庭や店舗で貯留をすすめるための補助制度について検討できないでしょうか。
- 6 ふれあい下水道館での雨水利用に関する情報発信や啓発活動について伺います。

上記のとおり、小平市議会会議規則題57条第2項により通告します。

2014年（平成26年）9月1日 小平市議会議長殿 小平市議会議員 氏名 岩本博子